



「ゴルフクラブの入会金と会費の取扱い」 ／ 国税庁5381

「同業者団体等の加入金と会費の取扱い」 ／ 国税庁5382

「携帯電話等の加入費用の取扱い」 ／ 国税庁5383

1. ゴルフクラブの入会金と会費の取扱い

国税庁
No.5381

法人が支出したゴルフクラブの入会金及び会費等の取扱いは次の通りです。

入会金

- ① 法人会員として入会する場合
資産に計上
- ② 個人会員として入会する場合
個人会員である特定の役員又は
使用人に対する給与
- ③ 法人が資産に計上した入会金については償却が認められませんが、
ゴルフクラブを脱退しても、入会金の返還を受けることが出来ない場合は、
その返還されない部分の入会金の額は、
脱退した事業年度の損金の額に算入されます。



1. ゴルフクラブの入会金と会費の取扱い

国税庁
No.5381

法人が支出したゴルフクラブの入会金及び会費等の取扱いは次の通りです。

会費等

法人がゴルフクラブに支出する年会費、ロッカー料、その他の費用（その名義人を変更するために支出する名義書換料を含み、プレーする場合に直接要する費用を除く）については、その入会金が資産計上されている場合には交際費となり、その入会金が給与とされている場合には会員である特定の役員又は使用人に対する給与となります。



入会金が「資産」計上



会費等「交際費」

入会金が「給与」



会費等「給与」



2.同業者団体等の加入金と会費の取扱い

国税庁
No.5382

法人が同業者団体等（社交団体を除く）に対して支出した加入金及び会費の取扱いは次の通りです。

加入金

(1) 構成員としての地位を他に譲渡することができることとなっているもの及び出資の性質を有するもの
⇒譲渡又は脱退するまで「資産」に計上。

(2) (1) 以外のもの
⇒繰延資産に該当し、償却期間は5年。

※支出金額が20万円未満の場合には損金経理により全額損金算入することができます。

2.同業者団体等の加入金と会費の取扱い

国税庁
No.5382

法人が同業者団体等（社交団体を除く）に対して支出した加入金及び会費の取扱いは次の通りです。

会費

(1) 通常会費・・・支出した事業年度の「損金の額」に算入します。

※通常会費→同業者団体等がその構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他同業者団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費

(2) その他の会費・・・前払費用とします。当該同業者団体等がこれらの支出をした日にその費途に応じて構成員である当該法人が支出したものとされます。

※その他の会費→同業者団体等が会館の取得、会員相互の共済、会員相互の懇親、政治献金などの目的のために支出する会費

3.携帯電話等の加入費用の取扱い

☆携帯電話に加入する際の「契約事務手数料」について☆

原則：無形固定資産「電気通信施設利用権」の取得価額として資産計上して、耐用年数に応じて減価償却します。

電気通信施設利用権の耐用年数は20年ですが、法人税法では携帯電話の役務の提供を受ける権利の取得価額が10万円未満である場合には、その権利を取得し、事業の用に供した事業年度において、その取得価額の全額を損金算入することができます。

なお、PHSに加入する際に支払う新規加入料等についても同様の取扱いとなります。



電話機本体費用⇒減価償却資産（耐用年数6年）

携帯電話・PHS契約事務手数料⇒減価償却資産（耐用年数20年）

※いずれも少額減価償却資産の場合、一括損金算入可

